

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第15報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

・令和7年6月30日 保医発0630第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

| 頁   | 欄 | 行       | 訂正後  | 訂正前  | 備考   |
|-----|---|---------|--|--|------|
| 621 | 右 | 上から25行目 | <p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b></p> <p>(1) クラミジア・トラコモナス核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u></p>  | <p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b></p> <p>(1) クラミジア・トラコモナス核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。</p>  | 字句挿入 |
| 621 | 右 | 下から1行目  | <p>(2) 淋菌核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u></p> | <p>(2) 淋菌核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。</p> | 字句挿入 |
| 623 | 右 | 上から2行目  | <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、TMA</p>   | <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、TMA</p>   | 字句挿入 |

法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

(6)～(39) (略)

法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。

(6)～(39) (略)